

令和6年度川崎市子ども・若者等支援事業
(こどもサポート小田) 業務委託

プロポーザル実施要領

こども未来局青少年支援室

1 件名

令和6年度川崎市子ども・若者等支援事業（こどもサポート小田） 業務委託

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

小田こども文化センター（川崎区小田2-16-9）ほか

4 事業概要

川崎市では、不登校や引きこもりなど、様々な課題や困難を抱える子ども・若者（以下「不登校児等」といいます。）及びその保護者に対して、地域みまもり支援センターや専門相談支援機関等の関係機関と連携しながら、居場所の提供や学習支援等を行うことにより、不登校児等を孤立から守り、安心して過ごせる居場所を提供するとともに、不登校児等の社会的な自立に向けた支援を進めることを目的として、「川崎市子ども・若者等支援事業」を実施しています。

本業務委託は、当該事業に係る業務を委託するものです。

5 委託内容

「川崎市子ども・若者等支援事業実施要綱」及び「令和6年度川崎市子ども・若者等支援事業（こどもサポート小田）業務委託仕様書」（以下「仕様書」といいます。）に基づき、次の内容を実施します。

- (1) こどもサポートの運営
- (2) 不登校児等保護者会の開催
- (3) 個別検討会議の開催

6 契約方法等

- (1) 契約方法
公募型プロポーザル方式
- (2) 予算上限額
10,876,000円（消費税及び地方消費税を含みます。）

7 参加者の資格要件

次の条件を全て満たしていることとします。なお、本業務委託については、共同企業体も応募できるものとします。共同企業体で応募を行う場合は、(1)～(9)を満たす団体で構成するものとします。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度の川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されている、又は契約時に登録見込みであること。
- (4) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経

営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有していないこと。

- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (9) 本市、国、他の地方公共団体、又は民間において過去3年以内に本業務に類似した受託契約の実績があること。

8 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格とします。

- (1) 提出書類が提出期限内に提出されなかった場合
- (2) 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 他の参加者の協力者となった場合
- (4) 企画提案書の提出後に本実施要領「参加者の資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合
- (5) その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

9 契約までのスケジュール（予定）

実施要領の公表	2月7日（水）～2月27日（火）
参加意向申出書提出期間	2月7日（水）～2月16日（金）
参加資格確認結果通知	2月19日（月）
質問の受付期間	2月19日（月）～2月27日（火）
質問に対する回答	2月28日（水）
企画提案書等の受付期間	2月28日（水）～3月6日（水）
企画提案会	3月12日（火）（予定） ※詳細については、後日お知らせします。
審査結果通知	3月14日（木）
契約締結	3月下旬

10 参加方法等

(1) 参加意向申出書

企画提案に参加を希望する事業者は、必要事項を記入の上、次のとおり、所定の参加意向申出書を提出してください。なお、様式が指定されている提出書類については、本市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。なお、期限までに提出しない事業者及び提案参加資格がないと認められる事業者は、提案に参加することができません。

ア 受付期間

令和6年2月7日（水）から2月16日（金）までの午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除きます。）

※ 社会通念上やむを得ない事情がある場合を除き、受付期間外の提出は受け付けません。

イ 提出場所

提出書類の確認が必要ですので、16(3)に電話で事前連絡の上、16(1)及び(2)の提出先に

持込み又は郵送（簡易書留等の配達記録が残る郵送方法に限ります。）してください。なお、提出書類に使用する代表者印は、契約書に使用する印を押印してください。

ウ 提出書類

(ア) 参加意向申出書（様式1）【1部】

(イ) 誓約書（様式2）【1部】

(ウ) 事業者の概要（パンフレット等事業者の概要がわかるもの）【1部】

(エ) 本市、国、他の地方公共団体又は民間において過去3年以内に本業務に類似した受託契約の実績がわかるもの（任意様式）【1部】

(2) 提案参加資格の確認審査結果の通知

提案参加資格の確認審査の結果は、参加意向申出書を提出した全ての事業者に対し、2月19日（月）までに電子メールで送付し、原本は後日郵送します（様式3）。

(3) 提案参加資格の確認審査後の取扱い

提案参加資格の確認審査の結果、参加資格を有する旨の通知を受けた参加事業者が、資格確認後において、参加資格を満たさないこととなった場合又は提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、提案参加資格がないものとして、プロポーザルへの参加は認めません。

(4) 費用負担

提案参加に当たり必要な費用は、全て提案参加事業者の負担とします。

(5) 提出書類の取扱い

提出された参加意向申出書等については、参加資格の確認審査以外では、提案参加事業者に無断で使用しません。また、提出された参加意向申出書等は返却しません。

(6) 提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、本提案に係る検討以外の目的では使用してはならないものとしします。

11 質問書の受付・回答

(1) 受付期間

令和6年2月19日（月）から2月27日（火）午後5時まで

(2) 質問書の様式

質問書（様式4）の様式により提出してください。

(3) 質問の受付方法

電子メールのみとします。

E-mail : 45sien@city.kawasaki.jp 担当者：上原・中西

(4) 回答方法

提案資格を有する全ての事業者宛てに、2月28日（水）に電子メールで回答します。

12 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和6年2月28日（水）から3月6日（水）までの午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正

午から午後1時までを除きます。)

※ 社会通念上やむを得ない事情がある場合を除き、受付期間外の提出は受け付けません。

※ 受付期間後は、提出書類の差替え、変更又は追加は原則認めません。

(2) 提出方法

提出書類の確認が必要ですので、16(3)に電話で事前連絡の上、16(1)及び(2)の提出先に持ち込み又は郵送(簡易書留等の配達記録が残る郵送方法に限ります。)してください。

(3) 提出書類

次の書類について、正本1部及びその写し5部を提出してください。なお、提出書類に使用する代表者印は、契約書に使用する印を押印してください。

ア 企画提案書(様式5)

企画提案書(様式5)に示す事項について、提案してください。

イ 見積書(様式指定なし。代表者印を押印してください。)

仕様書に基づき、事業に要する経費を6(2)の予算上限額の範囲内で見積もってください。

その際、人件費、交通費、教材費、消耗品費、保険加入料などの費目ごとに金額を示し、その積算根拠についても記載してください。

13 企画提案会(プレゼンテーション)

(1) 日時(時刻及び場所については、後日お知らせします。)

令和6年3月12日(火)(予定)

(2) 選考方法

選考は、本市が設置するプロポーザル選考委員会において実施します。

(3) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションは、企画提案書に基づき、各社20分以内(説明10分、質疑応答10分)で行います(説明・質疑応答の時間を変更する場合があります。)

イ プレゼンテーションにおいては、別紙「令和6年度川崎市子ども・若者等支援事業(こどもサポート小田) 評価基準」(以下「評価基準」といいます。)の2(1)~(3)の項目を中心に説明してください(ただし、その他の項目の説明を妨げるものではありません。)

ウ 参加者は2名以内とします。なお、契約後、本業務に携わる方を最低1名は参加させてください。

(4) 企画提案の評価

ア 評価点が総合計点の60%を満たした者について適正と判断します。

イ 評価基準に基づいてプロポーザル選考委員会が採点し、全ての委員の合計点数が最も高い事業者を本委託業務の選定業者とします。

(5) 評価点が同点だった場合

同点の事業者が複数あった場合は、次の選考過程により順位を決定します。

- ア 評価基準「2 業務の実施」の合計点数が最も高い事業者を上位とします。
- イ 上記アに該当する事業者が複数ある場合、見積金額が最も低い事業者を上位とします。
- ウ 上記ア及びイの結果、同順位の事業者が複数ある場合は、委員の協議により、順位を決定します。

14 選考結果の通知

選考後、3月14日（木）までに各参加者に文書で通知します。また、本市公式ウェブサイトで選考結果を公表します。

15 その他

(1) 契約保証金

- ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
- イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入してください。

(2) 契約書の作成は、必要とします。

- (3) 別紙仕様書は、(様式5) 企画提案書を作成するための最低限の業務内容等を示したものです。契約段階における仕様書については、企画提案の内容等を踏まえ、選定された事業者と協議の上、別途定めるものとします。

(4) 企画提案に使用する言語は、原則として日本語とします。

(5) 企画提案に使用する通貨は、原則として円とします。

(6) 辞退する場合は速やかに辞退届(様式6)により、申し出てください。

- (7) 業務委託に係る事業者決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和6年3月頃)を要します。

16 提出先及び問合せ先

(1) 所管課

川崎市こども未来局青少年支援室

(2) 提出先

ア 持込みの場合

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎15階

イ 郵送の場合

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

(3) 担当者・電話番号

上原・中西 044-200-2668

(4) E-mail

45sien@city.kawasaki.jp